

②臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を支給します

現在、対象と思われる方に対して臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請書を送付し、受付けています。まだ申請がお済みでない方は、**10月31日（金）**までに申請してください。また、申請書が送られていない方で、対象と思われる方は、お問い合わせください。

【臨時福祉給付金】

対象 次のすべての要件を満たす方

- ・平成26年1月1日時点で住民票が笠間市にある方
- ・平成26年度分の住民税が課税されていない方（非課税の方）
※ただし、課税されている方の扶養親族や生活保護の受給者は対象外です。

支給額 10,000円/名

※次の加算対象者は1人につき5,000円を加算します。

- ・高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者（平成26年4月分または5月分の年金の支払いがある方）
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など（平成26年1月分の手当等を受給している方）

【子育て世帯臨時特例給付金】

対象者 次のすべての要件を満たす方

- ・平成26年1月1日時点で住民票が笠間市にある方
- ・平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給している方
- ・平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方

対象児童 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

※ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる児童、生活保護の受給者となっている児童は対象外です。

支給額 対象児童1人につき10,000円 ※一度限りの給付です。

<共通事項>

申請期限 10月31日（金）

申請方法 原則郵送ですが、社会福祉課（臨時福祉給付金）、子ども福祉課（子育て世帯臨時特例給付金）および各支所福祉課の窓口でも受け付けます。

※子育て世帯臨時特例給付金に関して、公務員の方は、児童手当受給状況証明書と申請書、口座確認書類をご用意のうえ、平成26年1月1日時点で住所を有する市町村窓口へ申請してください。

申・問 [臨時福祉給付金] 社会福祉課（内線157・158）

[子育て世帯臨時特例給付金] 子ども福祉課（内線163・164）

〒309-1792 笠間市中央3-2-1

③違法広告物の撤去を行います

笠間市では、まちの良好な景観を維持するために、市内全域で違法広告物の撤去を行います。

期間 9月16日（火）～19日（金）

対象広告物

無許可で街路樹、電柱、道路標識、ガードレール、歩道柵等に掲示してあるはり紙、はり札、立看板、広告旗等の広告物

問 都市計画課（内線588）



ご利用ください！笠間市立病院 平日夜間・日曜初期救急診療
祝日・年末年始を除く、月曜日から金曜日：19時～21時・日曜日：9時～17時

②「第1回キャリアアップ講座」の参加者を募集します

働く女性を応援するため、職場ですぐに実践できるプログラムを行います。異業種の参加者とのネットワークを作るチャンスです。ぜひご参加ください。

日時 10月17日（金）午前10時～午後4時50分

会場 茨城県庁 901会議室（水戸市笠原町978-6）

内容 (1) 自分のキャリアについて考える

講師 平井 ゆき子さん（マネジメント・コンサルタント、文京学院大学講師）

(2) 働く女性のためのメーキャップ講座

講師 菊池 晶子さん（フェイスクリエーター）

対象 県内在住または在勤の働く女性

定員 40名

参加費 無料

持ち物 大きめの鏡、ご自身のメーキャップ用具

申・問 茨城県知事公室 女性青少年課 TEL 029-301-2178 FAX 029-301-2189

メール joseil@pref.ibaraki.lg.jp (@左の「1」は数字のイチです)

広報かさま・ホームページに掲載する有料広告を募集します

笠間市では、企業や商店などの振興、市の財源確保を図るために、市の広報紙やホームページを広告媒体として活用しています。掲載をご希望の方は、ご連絡ください。

「パソコンがないので広告原稿が作れない」という方でも、掲載したい文章、イメージなどをお伝えいただければ対応しますので、ご相談ください。

種類	規格	掲載期間	掲載料（1か月につき）
「広報かさま」 （毎月1回発行）	サイズ① 45mm×85mm	1か月を単位として、 最大12か月まで連続 して掲載可能	サイズ① 10,280円
	サイズ② 45mm×170mm		サイズ② 20,570円
ホームページ	バナー広告 50ピクセル×200ピクセル	1か月を単位として、 最大12か月まで連続 して掲載可能	20,570円

※「広報かさま」は平成26年12月号以降の掲載広告を募集します。

申込方法 秘書課備え付けの申込書に必要事項を記載し、掲載したい広告の原稿を添えて提出してください。申込書は、笠間市ホームページからもダウンロードできます。なお、申込みにあたっては、「笠間市公共物等有料広告掲載取扱要綱」（ホームページ参照）をご確認ください。

申込期限 掲載希望日の発行日から2か月前の第3木曜日

※バナー広告は、掲載希望日の3週間前まで受け付けています。

その他 ・広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとします。

・広報かさまの広告は2色とします（色は市が指定）。

・バナー広告はカラーです。

・申込多数の場合は、笠間市公共物等有料広告掲載取扱要綱第4条の規定によります。

申・問 秘書課（内線226）